

職場要求決議

文部科学大臣 萩生田 光一 様

2020年 月 日

貴職におかれましては、憲法と教育の条理、子どもの権利条約、「教育の地位に関する勧告」と5次にわたるCEART勧告を生かした教育行政をすすめるため、下記項目の実現を強く求めます。

1. 新型コロナウイルスに対する一律休校などの措置に関連して、子どもたちに安心・安全な環境と学習権を保障すること。
 - (1) 休校や再開にあたっては、学校が専門家の科学的根拠に基づいて合理的に判断できるようにすること。
 - (2) 休校措置による授業日数(時間)不足について、子ども、教職員の負担とならないよう学校ごとに柔軟な対応ができるよう手立てをとること。
 - (3) 学校ごとに子どもや地域の実情に応じた自主的な教育課程の編成・運用を認めること。
 - (4) 経済的な困窮により、就学、進学・就職の断念・進路変更が起こらないよう手立てをとること。
 - (5) 各学校から要求を集めるとともに最大限の財政措置を行うこと。
2. 教育予算を大幅に増やし、幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教育条件を抜本的に改善すること。
 - (1) 小・中・高校における学級編制標準を改善し、35人以下学級を実現すること。特別支援学級の学級編制標準を6人とすること。また、教職員定数を抜本的に改善し、臨時教職員を正規採用すること。
 - (2) 特別支援学校の「設置基準」を策定すること。
 - (3) 高校における「通級による指導」のための教育条件整備を進めること。
 - (4) 教職員の未配置(教育に穴があく)問題について、直ちに解消する手立てをとること。
 - (5) 高校の校舎の耐震化・老朽化対策のための予算措置を行うこと。子どもたち、保護者や地域の願いを無視した一方的な学校統廃合をすすめる指針等を出さないこと。
3. 学費の無償化をすすめ、奨学金の拡充を行うこと。
 - (1) 大学・短大・専門学校の高学費を下げるのと同時に、給付奨学金を希望するすべての学生を対象とすること。
 - (2) 現行の貸与奨学金は有利子奨学金の利子分を国庫負担化することにより、すべて無利子とすること。
 - (3) 所得制限のない高校授業料無償化を復活させること。
 - (4) 高校生向けの給付奨学金を拡充すること。
4. 教職員の長時間過密労働が給特法に明らかに違反しているとの認識のもとに、その解消に向け教職員を増やすなど具体的なとりくみを進めること。「1年単位の変形労働時間制」の導入を自治体に強制しないこと。
5. 高校・大学の新卒者および青年の内定取り消しや、深刻な非正規雇用の拡大に対して対策を講じること。
6. 学習指導要領を押しつけず、学習内容や授業時数なども含め教育課程の「大綱的基準」としての性格を明確にして、各学校の教育課程編成を尊重すること。一方的に政府見解を押しつける教科書検定基準は撤回すること。
7. 「高校生のための学びの基礎診断」の実施を押しつけず、高校の序列化、現場の多忙化、保護者の負担増等につながらないようにすること。
8. 「大学入試改革」について、「英語民間検定利用」「国語・数学記述式問題」はキッパリ中止すること。高校教育を歪める「主体性評価」の拙速な導入は行わないこと。
9. 高校生の基本的人権を侵害する「通知」(「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」)は撤回し、高校生の政治活動の自由を保障すること。
10. 教職員の賃金・労働条件の改善をはかること。
 - (1) 教職員の賃金を引き上げること。
 - (2) 学校現業職員と学校司書を法的に位置づけること。学校現業職員、学校司書、実習教員の正規採用をすすめ増員をおこなうこと。業務の民間委託や今以上の賃金の引き下げを行わないこと。
 - (3) 会計年度任用職員とりわけ非常勤教職員の賃金処遇の改善を行うこと。
 - (4) 定年引上げに伴い、賃金の抑制を行わないこと。
11. 教員免許更新制を直ちに廃止すること。
12. 憲法28条およびILO条約・勧告を遵守し、公立学校の教職員の労働基本権を回復すること。
13. 東日本大震災やこの間の相次ぐ自然災害で被災した世帯に対して、高校版「就学援助制度」を創設するなど子どもたちの生活を守り、学ぶ権利を保障するために、国として最大限の援助と財政的措置を行うこと。

職場の声

組織名

職場【分会】名()